

～10月1日にカスハラ対策が義務化されました～

中小企業のための
カスタマーハラスメント対策と実務対応

お客さまからの執拗なクレームに苦慮されている方もいらっしゃると思います。そもそも、まっとうなクレームとカスハラとを、どうやって区別すればよいのでしょうか。まっとうなクレームなら、どのように対応するのでしょうか。カスハラの場合は、どのように対応すればよいのでしょうか。現場での初動対応の際に、どんなことを注意すればよいのでしょうか。また、企業は、カスハラ対策として、どのような措置を取ればよいのでしょうか。カスハラ対策の基本から、実務での対応ポイントまで、法律改正の最新動向を含めて、幅広くお話しします。

2026
12/8(火)
14:00－15:30
ウインクあいち11階 1107
名古屋市市中村区名駅4-4-38

【講師】
弁護士法人ブナの森法律事務所
所長弁護士 藤田 哲 氏

定 員

30名

参加費

無料

【お問合せ】 愛知県中小企業団体中央会 振興部 鈴木、佐藤
TEL：052-485-6811

参 加 申 込 書

送信先 FAX：052-485-9199 又は E-mail：shinkobu@aiweb.or.jp

組 合 名			
所 属(会社名) 役 職・お 名 前	所属(会社名)	役職	お名前
T E L ・ E - m a i l	TEL	E-mail	

※この申込書で取得した個人情報は、本研修会開催に必要な範囲内でしか使用致しません。